

## 特別償却の付表（十二）の記載の仕方

1 この付表（十二）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条第1項《特定船舶の特別償却》若しくは令和3年改正前の租税特別措置法（以下「令和3年旧措置法」といいます。）第43条第1項《特定設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の16第1項《特定船舶の特別償却》若しくは令和3年旧措置法第68条の16第1項《特定設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（特定船舶（措置法第43条第1項若しくは第68条の16第1項に規定する特定船舶又は令和3年旧措置法第43条第1項の表の第2号の中欄若しくは第68条の16第1項の表の第2号の中欄に掲げる減価償却資産をいいます。）又は再生可能エネルギー発電設備等（令和3年旧措置法第43条第1項の表の第1号の中欄又は第68条の16第1項の表の第1号の中欄に掲げる減価償却資産をいいます。以下同じです。）をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。

2 「対象資産の区分1」は、対象資産が措置法第43条第1項各号若しくは第68条の16第1項各号又は令和3年旧措置法第43条第1項の表の各号若しくは第68条の16第1項の表の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、（ ）内には、これらの規定の該当号を記載しません。

3 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「対象資産の種類等3」には、例えば、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、再生可能エネルギー発電設備等が機械及び

装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。

6 「船籍港、事業の用に供した事業所等の名称5」には、対象資産の船籍港又は対象資産を事業の用に供した事業所等の名称を記載します。

7 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

8 「特別償却率10」の分子は、措置法第43条第1項各号若しくは第68条の16第1項各号又は令和3年旧措置法第43条第1項の表の各号若しくは第68条の16第1項の表の各号の区分に応じ、それぞれ適用される特別償却率を記載します。

9 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「補助金等の受領の有無13」は、令和3年改正前の租税特別措置法施行令第28条第1項又は第39条の49第1項《特定設備等の特別償却》に規定する補助金等をもってその補助金等の交付の目的に適合した再生可能エネルギー発電設備等の取得等をした場合には、その補助金等の受領の事実の有無の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

なお、「有」の場合には、その再生可能エネルギー発電設備等について、この制度の適用はありませんので注意してください。

11 「事業の用に供した対象資産の仕様、性能等判定上参考となる事項14」には、事業の用に供した資産の仕様、性能等その資産が対象資産に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表に掲げる仕様、性能等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内にその指定告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平27国交省告示第473号」、「別表1の番号1」のように記載します。